

『[新版]インサイダー取引規制のすべて—平成元年～25年規制の実務手引』 補正表 (平成26年6月30日)

平成26年1月24日公布された施行令の改正を伴う平成26年政令第15号、2月14日公布された課徴金府令、取引府令等の改正を伴う平成26年内閣府令第7号、氏名公表府令を制定する平成26年内閣府令第8号が平成26年4月1日から施行されています。これらのパブリックコメントの結果を含めた補正表を掲示します。また、補正表にはこれまでに判明した誤記の訂正を含んでいます。

新版第1刷該当箇所	新版第1刷中の記述	平成25年改正後の記述
iv 頁・4行目	平成25年政令第258号	平成26年政令第15号
iv 頁・7行目	平成25年内閣府令第58号	平成26年内閣府令第7号
iv 頁・9行目	平成25年内閣府令第14号	平成26年内閣府令第7号
iv 頁・13行目	平成24年内閣府令第72号	平成26年内閣府令第7号
iv 頁・15行目	平成22年内閣府令第49号	平成26年内閣府令第7号
iv 頁・16行目	平成24年内閣府令第49号	平成26年内閣府令第7号
iv 頁・18行目	平成25年内閣府令第58号	平成26年内閣府令第7号
iv 頁・21行目	平成25年内閣府令第58号	平成26年内閣府令第7号
v 頁・5行目	—	追加 投信法施行規則＝投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号。平成26年内閣府令第7号による改正後のもの)
v 頁・11行目	—	追加 氏名公表府令＝金融商品取引法令に違反する行為を行った者の氏名等の公表に関する内閣府令(平成26年内閣府令第8号)
v 頁・11行目	[1] 25年改正法に基づき改正が見込まれるものには、本文中に※を付した。 [2] 平成25年10月28日、平成25年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る政令案が金融庁から公表された。以下、その政令案を記載することとし、☆を付した。	削除
25頁・11行目	<5号>※☆	<5号>
25頁・14行目	投資証券・投資法人債券又は外国投資証券(法2条1項11号)(施行令27条各号に掲げるものを除く)	投資証券若しくは投資法人債券(法2条1項11号)(施行令27条各号に掲げるものを除く)
25頁・18行目	投資証券・投資法人債券又は外国投資証券(施行令27条各号に掲げるものを除く)	投資証券若しくは投資法人債券(施行令27条各号に掲げるものを除く)
25頁・20行目	有価証券信託受益権証券	有価証券信託受益証券
25頁・23行目	証券又は証書のうち社債券、優先出資証券、株券	証券若しくは証書のうち社債券、優先出資証券若しくは株券
25頁・24行目	性質を有するもので、	性質を有するもの又は外国投資証券(法2条1項11号)(施行令27条2号に掲げるものを除く)で、
25頁・27行目	証券又は証書のうち社債券、優先出資証券、株券	証券若しくは証書のうち社債券、優先出資証券若しくは株券
25頁・28行目	性質を有するもの(<3号>に掲げるものを除く)	性質を有するもの(<3号>に掲げるものを除く)又は外国投資証券(施行令27条2号に掲げるものを除く)(<3号>に掲げるものを除く)
25頁・30行目	有価証券信託受益権証券	有価証券信託受益証券
26頁・2行目	証券又は証書のうち社債券、優先出資証券、株券若しくは新株予約権証券	証券若しくは証書のうち社債券、優先出資証券若しくは株券又は新株予約権証券

26頁・4行目	((3号)(4号)に掲げるものを除く)又は外国投資証券(施行令27条2号並びに(1号)(2号)に掲げるものを除く)	((3号)に掲げるもの及び(4号)に掲げる有価証券信託受益証券の受託有価証券であるものを除く)又は外国投資証券(施行令27条2号並びに(3号)に掲げるもの及び(4号)に掲げる有価証券信託受益証券の受託有価証券であるものを除く)
26頁・20行目	(1号)(2号)☆	(1号)(2号)
27頁・4行目	不動産その他の内閣府令で定める資産	取引府令25条2項で定める不動産等資産(投信法施行規則105条1号へ)
27頁・7行目	ロ その資産のうち占めるイに規定する内閣府令で定める資産	ロ その資産の総額のうち占めるイに規定する不動産等資産
27頁・8行目	として内閣府令で定めるもの	として取引府令25条3項で定めるもの(最近営業期間[投信法129条2項]の決算[当該決算が公表されたものでない場合は最近営業年度の前の営業期間の決算]又は公表がされた情報[最近営業期間がない場合又は最近営業期間の決算が公表されたものでない場合]において投資法人[投信法2条12項]の資産の総額のうち占めるイに規定する不動産等資産の価額の合計額の割合が50%を超える投資法人)
28頁・12行目	施行令29条の3第1項☆)	施行令29条の3第1項)
29頁・27行目	(1号) 上場投資法人等の資産運用会社を支配する会社として政令で定めるもの※	(1号) 上場投資法人等の資産運用会社を支配する会社として政令で定めるもの すなわち施行令29条の3第2項で定める、上場投資法人等(法163条1項)の資産運用会社の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう)を支配している会社として取引府令55条の7第1項で定めるものである。
29頁・29行目	施行令29条の3第2項☆は、	取引府令55条の7第1項は、
30頁・2行目	、法27条において準用する法24条の4の7第3項において読み替えて準用する「法24条の4の7第1項若しくは第2項の規定による四半期報告書」	削除
30頁・10行目	発行者情報のうち、直近のものにおいて、」	発行者情報のうち」、直近のものにおいて
30頁・16行目	政令で定めるもの ^[22]	政令で定めるもの ^[22]
		すなわち、施行令29条の3第3項で定める、上場投資法人等の資産運用会社の利害関係人等(投信法201条1項)のうち、次の同項[1号]から[4号]のいずれかに掲げる取引を行い、又は行った法人』として取引府令55条の7第3項で定めるものである。 [1号] 当該上場投資法人等との間で、不動産等(不動産、不動産の賃借権又は地上権)の取得又は譲渡の取引 [2号] 当該上場投資法人等との間における不動産等を信託する信託の受益権の取得又は譲渡の取引 [3号] 当該上場投資法人等との間における不動産の貸借の取引 [4号] 当該上場投資法人等の特定資産である[2号]に規定する信託の受益権に係る信託の受託者との間における当該信託の信託財産である不動産の貸借の取引 ここで利害関係人等とは、資産運用会社の親法人等・子法人等・特定関係株主・主要株主をいう(投資信託・投資法人施行令123条、17条、投信法施行規則244条)。

30頁・17行目 ～31頁18行目	施行令29条の3第3項☆は、……(中略)…… 親会社である場合も多い。	取引府令55条の7第3項は、『上場投資法人等が提出した』法27条において準用する法55条5項において読み替えて準用する「法55条1項の規定による有価証券届出書」、法27条において準用する法24条5項において読み替えて準用する「法24条1項の規定による有価証券報告書」若しくは法27条において準用する法24条の5第3項において読み替えて準用する「法24条の5第1項の規定による半期報告書」で法27条において準用する「法25条1項の規定により公衆の縦覧に供されたもの」、「法27条の31第2項の規定により公表した同条1項に規定する特定証券情報又は法27条の32第1項若しくは第2項の規定により公表した同条第1項に規定する発行者情報のうち」、直近のものにおいて上場投資法人等の『資産運用会社の利害関係人等(投信法201条1項)のうち、上記施行令29条の3第3項〔1号〕から〔4号〕のいずれかに掲げる取引(取引府令55条の8で定める基準に該当するものに限る)を行い、又は行った法人』として記載・記録された法人と定める ^[23] 。 なお、施行令29条の3第3項〔1号〕から〔4号〕の取引は、資産運用会社が上場投資法人等の委託を受けて行う運用の対象となる特定資産(投信法2条1項)の価値に及ぼす影響が重大なものとして取引府令55条の8 ^{に定める基準に該当するものに限る} 。 施行令29条の3第3項〔1号〕〔2号〕の取引に係る基準を取引府令55条の8第1項が定め、次の同項《1号》の金額に対する《2号》の金額の割合が20%以上である。 《1号》 前営業期間の末日から過去3年間ににおいて上場投資法人等が〔1号〕及び〔2号〕に掲げる取引の対価として支払い、及び受領した金額の合計額 《2号》 前営業期間の末日から過去3年間ににおいて上場投資法人等がその利害関係人等との間で〔1号〕及び〔2号〕に掲げる取引の対価として支払い、及び受領した金額の合計額 施行令29条の3第3項〔3号〕〔4号〕の取引に係る基準を取引府令55条の8第2項が定め、次の同項《1号》の金額に対する《2号》の金額の割合が20%以上である。 《1号》 前営業期間における上場投資法人等の営業収益の合計額 《2号》 次のイ、ロのいずれか多い金額 イ 前営業期間の末日から過去3年間ににおいて上場投資法人等及び信託の受託者がその利害関係人等から〔3号〕及び〔4号〕に掲げる取引の対価として受領した金額の合計額の1営業年度あたりの平均額 ロ 現営業期間の開始の日から3年間ににおいて上場投資法人等及び信託の受託者がその利害関係人等から〔3号〕及び〔4号〕に掲げる取引の対価として受領することが見込まれる金額の合計額の1営業期間あたりの平均額
32頁・22行目	[19] 法163条1項。	[19] 取引府令1条2項14号の2。法163条1項。
32頁・24行目	同様の規定ぶりとなっており、	同様であり、
32頁・35行目	[23] 資産運用会社が上場投資法人等の委託を受けて行う運用の対象となる特定資産(投信法2条1項)の価値に及ぼす影響が重大なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。	削除
32頁・38行目	[24]	[23]
115頁・11行目	取得価額が	取得価額が ^[7]
115頁・34行目	—	追加 [7] 売買による取得では売買の代金。売買のための費用は含まない。
121頁・23行目	災害又は業務	災害若しくは業務
135頁・11行目	破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て」☆	破産手続開始の申立て等(破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て〔施行令14条1項3号ハ〕)
135頁・28行目	取引停止処分	取引停止処分(施行令14条1項3号ニ)

141頁・20行目	該当する」とする。	該当する」とする(取引府令55条の3第1項9号参照)。
152頁・16行目	(二) 証券取引法166条2項1号及び2号に掲げる事実 にあつては、	(二) 法166条2項1号及び2号に掲げる事実にあつては、
170頁・3行目	有価証券の発行会社	有価証券(投資証券・投資法人債券・外国投資証券[法2条1項11号]及びそれらに係るものを除く)の発行会社
172頁・24行目	同号トは施行令で定めることになる。また、軽微基準 については、取引府令に新設される見込みである。	同号トは施行令29条の2の2で規定された。また、軽微 基準については、取引府令55条の2に規定された。
173頁・10行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の2第1号) 投資法人の発行する投資口を引き受ける者の募集の 払込金額の総額が1億円(外国通貨をもって表示され る投資証券の募集の場合は1億円に相当する額)未満 であると見込まれること。
173頁・13行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の2第2号) 投資口の分割により1口に対し増加する投資口の数の 割合が0.1未満であるもの。
173頁・20行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の2第3号) 1口当りの金銭の分配の額を、前営業期間に係る1 口当りの金銭の分配の額で除して得た数値が、80% 超120%未満であること。
173頁・25行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の2第4号) 合併による投資法人の資産の増加額が投資法人の 最近営業期間の末日における純資産額の30%未満で あると見込まれ、かつ、合併の予定日の属する営業期 間及び翌営業期間の各営業期間 ^[1] においていずれも 合併による投資法人の営業収益[投資法人計算規則4 8条1項1号]の増加額が当該投資法人の最近営業期 間の営業収益 ^[2] の10%未満であると見込まれること。
173頁・30行目	規定された※。	規定された。
173頁・31行目	規定された☆。	規定された。
174頁・3行目	(同法67条1項4号)	(同法67条1項6号)
174頁・5行目	投資口の払戻請求、金銭の分配を制約する	投資口の払戻請求、金銭の分配による投資法人から の財産の流出を制約する
174頁・26行目	—	追加 [1] 当該投資法人の営業期間が6カ月である場合に あつては、合併の予定日の属する営業期間の開始の 日から開始する特定営業期間(連続する2営業期間) 及び翌特定営業期間、の各営業期間。 [2] 当該投資法人の営業期間が6カ月である場合に あつては、最近の2営業期間の営業収益の合計額。
174頁・28行目	軽微基準が取引府令に新設される見込みである※。	削除
175頁・3行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の3第1項1号) 災害若しくは業務に起因する損害又は業務遂行の過 程で生じた損害の額が投資法人の最近営業期間の末 日における純資産額の3%未満であると見込まれるこ と。
175頁・7行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の3第1項2号) 投資法人債券(法2条1項11号)に係る上場の廃止 又は登録の取消しの原因となる事実(投資口の上場廃 止の原因となる事実を除く)が生じたこと。

175頁・16行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の3第1項3号) イ 訴えが提起されたことによっては、訴訟の目的の価額が投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の15%未満であり、かつ、請求が訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、訴えの提起された日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間 ^[1] においていずれも敗訴による投資法人の営業収益の減少額が、当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[1] の10%未満であると見込まれること。 ロ 訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと(以下、「判決等」という)によっては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、判決等により投資法人の給付する財産の額が当該投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の3%未満であると見込まれ、かつ、判決等の日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間 ^[1] においていずれも判決等による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[1] の10%未満であると見込まれること。
175頁・10行目	規定された※。	規定された。
175頁・11行目	規定された☆。	規定された。
175頁・21行目	その意義は同号に同じである。	その趣旨は同号に同じである。例えば、投資法人を債務者とする建築差止め又は開発差止めの仮処分等がこれにあたる。
175頁・23行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の3第1項4号) イ 仮処分の申立てがなされたことによっては、仮処分命令が申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、申立ての日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間 ^[1] においていずれも仮処分命令による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[1] の10%未満であると見込まれること。 ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があったこと又は申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと(以下、「裁判等」という)によっては、裁判等の日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間 ^[1] においていずれも裁判等による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[1] の10%未満であると見込まれること。
176頁・2行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の3第1項5号) 法令に基づく処分を受けた日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間 ^[1] においていずれも処分による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[1] の10%未満であると見込まれること。
176頁・12行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の3第1項6号) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務の不履行のおそれのある額が投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の3%未満であると見込まれること。
176頁・15行目	営業期間が6カ月以下であるものとして内閣府令で定める上場投資法人等(施行令29条の2の3第4号)にあつては、内閣府令で定める取引先である。	営業期間が6カ月である上場投資法人等にあつては、最近2営業期間における営業収益又は営業費用の合計額が当該最近2営業期間における営業収益の総額又は営業費用の総額の10%以上である取引先 ^[2] である(取引府令55条の3第2項)。

176頁・18行目	—	<p>追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽微基準(取引府令55条の3第1項7号) <p>主要取引先との取引の停止の日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間^[1]においていずれも取引の停止による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益^[1]の10%未満であると見込まれること。</p>
176頁・20行目	—	<p>追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽微基準(取引府令55条の3第1項8号) <p>債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額が投資法人の最近営業期間の末日における債務の総額の10%未満であること。</p>
176頁・22行目	—	<p>追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽微基準(取引府令55条の3第1項9号) <p>発見された資源の採掘又は採取を開始する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間^[1]においていずれも資源による投資法人の営業収益の増加額^[3]が当該投資法人の最近営業期間の営業収益^[1]の10%未満であると見込まれること。</p>
176頁・25行目	—	<p>追加</p> <p>[1] 取引府令55条の3第1項3号、4号、5号、7号、9号([3][4][5][9][11])に定める軽微基準について、投資法人の営業期間が6カ月であるときは、「各営業期間」とあるのは「各特定営業期間(1の特定営業期間の末日の翌日に開始するものに限る)」と、「最近営業期間の営業収益」とあるのは「最近2営業期間の営業収益の合計額」と読み替えて、適用する(取引府令55条の3第3項)。</p> <p>[2] 投資法人からの不動産の賃借人はこれにあたる。</p> <p>[3] ここでは資源「による」投資法人の営業収益の増加額であり、取引府令50条9号が資源「を利用する事業による」会社の売上高の増加額であるのと異なる。</p>

177頁・7行目	期間をいう。	期間をいう(取引府令25条3項)。
177頁・10行目	11号については、取引府令で重要基準が定められる見込みである※。	<p>〔4〕重要基準(取引府令55条の4)</p> <p>(一) 営業収益 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値を、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値)で除して得た数値が、110%以上又は90%以下であること。</p> <p>(二) 経常利益 ① 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値を、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値)で除して得た数値が、130%以上又は70%以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前営業期間の実績値がゼロの場合にはすべてこの基準に該当することとする)であり、か ② 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値と公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値)とのいずれか少なくない数値から他方を減じて得たものを、前営業期間の末日における純資産額^[2]で除して得た数値が、5%以上であること。</p> <p>(三) 純利益 ① 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値を、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値)で除して得た数値が、130%以上又は70%以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前営業期間の実績値がゼロの場合にはすべてこの基準に該当することとする)であり、か ② 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値と公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値)とのいずれか少なくない数値から他方を減じて得たものを、前営業期間の末日における純資産額^[2]で除して得た数値が、2.5%以上であること。</p> <p>(四) 金銭の分配 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値を、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間に係る金銭の分配の実績値)で除して得た数値が120%以上又は80%以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前営業期間の実績値がゼロの場合にはすべてこの基準に該当することとする)であること。</p>
177頁・12行目	—	追加 [2] 上場会社等の重要基準では、純資産額「と資本金の額とのいずれか少なくない金額」である(取引府令51条2号、3号)。
177頁・21行目	中止は、資産運用に	中止は、上場投資法人等の資産運用に
177頁・22行目	施行令で定めることになる※。	施行令29条の2の4に規定された。
177頁・22行目	取引府令に新設される見込みである※。	取引府令55条の5に規定された。

178頁・7行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の5第1項1号) イ 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であつて、投資法人による特定資産(投信法2条1項)の取得が行われることとなるもの 特定資産の取得価額が投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の10%未満であると見込まれること。 ロ 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であつて、投資法人による特定資産の譲渡が行われることとなるもの 特定資産の譲渡価額が投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の10%未満であると見込まれること。 ハ 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であつて、投資法人による特定資産の貸借が行われることとなるもの 特定資産の貸借が行われることとなる予定日の属する投資法人の営業期間の開始の日から3年以内に開始する投資法人の各営業期間 ^[1] においていずれも貸借が行われることとなる投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[1] の10%未満であると見込まれること。
178頁・12行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の5第1項2号) 資産運用会社が株式交換完全親会社となる場合で、資産運用会社の主要株主の異動が見込まれる場合でないこと ^[2] 。
178頁・14行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の5第1項3号) 資産運用会社が吸収合併存続会社(会社法749条1項)となる場合で、資産運用会社の主要株主の異動が見込まれる場合でないこと ^[2] 。
178頁・19行目	規定された☆。	規定された。
178頁・22行目	会社分割 ^[1]	会社分割 ^[3]
178頁・23行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の5第1項4号) ^[4] イ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継させる場合 投資法人から委託を受けて行う資産の運用に係る業務の承継が行われると見込まれる場合でないこと。 ロ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継する場合 主要株主の異動が見込まれる場合でないこと。
178頁・23行目	事業譲渡 ^[2]	事業譲渡 ^[5]
178頁・24行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の5第1項5号) ^[4] イ 事業の全部又は一部を譲渡する場合 投資法人から委託を受けて行う資産の運用に係る業務の承継が行われると見込まれる場合でないこと。 ロ 事業の全部又は一部を譲り受ける場合 主要株主の異動が見込まれる場合でないこと。
178頁・24行目	<3号> 上場投資法人等	<3号> 当該上場投資法人等
178頁・25行目	廃止 ^[3]	廃止 ^[6]
178頁・26行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の5第1項6号) 資産の運用に係る事業の休止又は廃止の予定日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する投資法人の各営業期間 ^[1] において、いずれも当該休止又は廃止による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[1] の10%未満であると見込まれること。
178頁・26行目	資産の運用の	その
178頁・27行目	なるもの ^[3]	なるもの ^[7]

178頁・28行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の5第1項7号) 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であって、その全部又は一部の休止又は廃止されることとなる予定日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する投資法人の各営業期間 ^[1] において、いずれも当該休止又は廃止されることになることによる投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[1] の10%未満であると見込まれること。
178頁・28行目	申立て ^[4]	申立て ^[8]
178頁・末行	なるもの ^[5]	なるもの ^[9]
178頁・末行の下へ	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の5第1項8号) 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であって、新たに開始されることとなる予定日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する投資法人の各営業期間 ^[1] においていずれも資産の運用が新たに開始されることによる投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[1] の10%未満であると見込まれ、かつ、資産の運用が新たに開始されることとなるために当該投資法人が特別に支出する額 ^[10] の合計額が当該投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の10%未満であると見込まれること。
179頁・1行目	—	追加 [1] 取引府令55条の5第1項1号、6号、7号、8号(〔1〕及び〔7〕(二)〔3号〕〔4号〕〔6号〕)に定める軽微基準について、投資法人の営業期間が6カ月であるときは、「各営業期間」とあるのは「各特定営業期間(1の特定営業期間の末日の翌日に開始するものに限る)」と、「最近営業期間の営業収益」とあるのは「最近2営業期間の営業収益の合計額」と読み替えて、適用する(取引府令55条の5第2項)。
179頁・1行目	—	追加 [2] 資産運用会社への資本的影響力の変更が見込まれない場合を軽微基準該当とする。
179頁・1行目	[1] 政令案では、法	[3] 法
179頁・2行目	—	追加 [4] イは資産運用会社の変更が実質的にない場合、ロは資産運用会社への資本的影響力の変更がない場合である。
179頁・2行目	[2] 政令案では、法166条2項5号木の「事業の全部又は一部の譲渡」と用語が異なっている。	[5] 法166条2項5号木の「事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け」と用語が異なっている。
179頁・4行目	[3] 法166条2項12号口と同様の投資者の投資判断への影響があると考えられる。	[6] 法166条2項12号口と同様に投資法人の資産の運用の継続を困難にする点で、投資者の投資判断への影響があると考えられる。複数の上場投資法人等からの委託を受けて資産の運用を行う資産運用会社が当該上場投資法人等ではない他の上場投資法人等の資産の運用を休止、廃止することは本号に該当しない。
179頁・5行目	—	追加 [7] 投資法人の資産の運用としての賃貸建物の建替え、そのための賃借人への退去要請は、投資法人の営業収益の減少をもたらすもので、これにあたる。
179頁・5行目	[4]	[8]
179頁・6行目	[5] 法166条2項12号口と同様の投資者の投資判断への影響があると考えられる。	[9] 法166条2項12号口と同様の投資者の投資判断への影響があると考えられる。オフィスのみを対象としていた投資法人について、マンションも対象資産として実際に取得することを決定した場合は、投資法人の営業収益の増加をもたらすもので、これにあたる。 [10] 不動産の取得価額のほか、取得のための必要費用、増改築費用を含む。

179頁・10行目	なお、同号ニは政令で定めることになる※。軽微基準については、取引府令で新設される見込みである※。	削除
179頁・24行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の6第1項1号) 法令に基づく処分を受けた日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する投資法人の各営業期間 ^[1] においていずれも処分による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[1] の10%未満であると見込まれること。
180頁・1行目	(13号ニ)※	(13号ニ)
180頁・4行目	規定された☆。	規定された。
180頁・11行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の6第1項2号) イ 訴えが提起されたことにあるは、請求が訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、訴えの提起された日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する投資法人の各営業期間 ^[1] においていずれも敗訴による投資法人の営業収益の減少額が、当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[1] の10%未満であると見込まれること。 ロ 訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと(以下、「判決等」という)にあるは、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、判決等の日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する投資法人の各営業期間 ^[1] においていずれも判決等による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[1] の10%未満であると見込まれること。
180頁・15行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の6第1項3号) イ 仮処分の申立てがなされたことにあるは、仮処分命令が申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、申立ての日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する投資法人の各営業期間 ^[1] においていずれも仮処分命令による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[1] の10%未満であると見込まれること。 ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があったこと又は申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと(以下、「裁判等」という)にあるは、裁判等の日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する投資法人の各営業期間 ^[1] においていずれも裁判等による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[1] の10%未満であると見込まれること。
180頁・19行目	申立て等	申立て等 ^[2]
180頁・20行目	—	追加 [1] 取引府令55条の6第1項各号〔(1)及び(4)ニ〕(1号)〈2号〉)に定める軽微基準について、投資法人の営業期間が6カ月であるときは、「各営業期間」とあるのは「各特定営業期間(1の特定営業期間の末日の翌日に開始するものに限る)」と、「最近営業期間の営業収益」とあるのは「最近2営業期間の営業収益の合計額」と読み替えて、適用する(取引府令55条の6第2項)。
180頁・20行目	—	追加 [2] 特定関係法人は、資産運用会社に対し、資本関係、取引関係を通じて影響を有する。
187頁・20行目	ことである※☆。	ことである。

187頁・22行目	上場会社等 ^[1] 若しくは当該上場会社等の子会社若しくは当該上場投資法人等の資産運用会社	上場会社等 ^[1] 、当該上場会社等の子会社若しくは当該上場会社等の資産運用会社
188頁・7行目	各金融商品取引所 ^[5]	各金融商品取引所
188頁・8行目	当該上場投資法人等の	当該上場会社等の
188頁・9行目	当該金融商品取引所 ^[5]	当該金融商品取引所
188頁・16行目	各金融商品取引所	各金融商品取引所 ^[5]
188頁・17行目	当該上場投資法人等の	当該上場会社等の
200頁・24行目	有価証券である※☆。	有価証券である。
201頁・7行目	当該有価証券	これらの有価証券
201頁・31行目	掲げるものである※☆。	掲げるものである。
225頁・25行目	株券の発行者	株券 ^[6] 又は投資証券等の発行者
225頁・35行目	(施行令31条)※☆。	(施行令31条)。
226頁・2行目	「株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券」 ^[6] 及び「投資証券等」(施行令1条の4第1号)	「株券 ^[7] 、新株予約権証券 ^[8] 、新株予約権付社債券 ^[9] 」、「投資証券等 ^[10] (施行令1条の4第1号)」
226頁・5行目	取引府令57条2項	取引府令57条5項
226頁・7行目	又は新株予約権付社債券 ^[7] を	、新株予約権付社債券 ^[11] 又は投資証券等 ^[12] を
226頁・10行目	新株予約権付社債券 ^[7]	新株予約権付社債券 ^[11]
226頁・28行目	合計 ^[8]	合計 ^[13]
226頁・29行目	議決権 ^[9]	議決権 ^[14]
227頁・2行目	含まれない ^[10]	含まれない ^[15]
227頁・3行目	含まれない ^[11]	含まれない ^[16]
227頁・25行目	すぎない ^[12]	すぎない ^[17]
227頁・27行目	[7] 「株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券」は、いずれも外国の者	[7] 外国の者
227頁・28行目	これらの有価証券の性質	株券の性質
227頁・29行目	〈1号〉から〈3号〉に	〈1号〉〈2号〉に
227頁・32行目	〈2号〉新株予約権証券又は新株予約権付社債券のうち〈1号〉に掲げる株式のみを取得する権利を付与されているもの	削除
228頁・2行目	〈3号〉	〈2号〉
228頁・4行目	—	追加 [8] 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券の性質を含む。 また、次の取引府令57条2項〈1号〉〈2号〉に掲げるものを除く。 〈1号〉 新株予約権証券のうち、注[7][1号]に掲げる株式のみを取得する権利を付与されているもの 〈2号〉 外国の者の発行する証券又は証書で〈1号〉に掲げる有価証券の性質を有するもの [9] 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権付社債券の性質を有するものを含む。 また、次の取引府令57条3項〈1号〉〈2号〉に掲げるものを除く。 〈1号〉 新株予約権付社債券のうち注[8]〈1号〉に掲げる株式のみを取得する権利を付与されているもの 〈2号〉 外国の者の発行する証券又は証書で〈1号〉に掲げる有価証券の性質を有するもの [10] 外国投資証券で投資証券に類する証券のうち投資株主総会において決議することのできる事項の全部につき議決権を行使できない投資口に係るものを除く(取引府令57条4項)。 [11] 外国の者の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を含むものとし、注[7][8][9]の各〈1号〉〈2号〉に掲げるものを除く。 [12] 投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、取引府令57条4項(注[10])に規定するものを除く。

228頁・4行目	[8]	[13]
228頁・6行目	の数を、	の数を、投資証券等については投資口に係る議決権(同法228条1項において準用する同法147条1項又は148条1項の規定により発行者に対抗することのできない投資口に係る議決権を含む)の数を、
228頁・8行目	株式に	株式又は投資口に係る議決権の数に
228頁・32行目	—	追加 へ 投資証券……当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口に係る議決権の数 ト 外国投資証券で投資証券に類する証券……当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口に係る議決権の数
229頁・3行目	投資証券等でも同様である☆☆。	へ 投資証券……当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口に係る議決権の数 ト 外国投資証券で投資証券に類する証券……当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口に係る議決権の数
229頁・4行目	[9]	[14]
229頁・5行目	[10]	[15]
229頁・6行目	[11]	[16]
229頁・7行目	[12]	[17]
229頁・10行目	施行令31条の2☆	施行令31条の2
234頁・3行目	<1号> 社債券(相互会社の社債券及び投資法人債券(法2条1項11号)を含み、新株予約権付社債券を除く。以下<5号>まで同じ)	<1号> 社債券等 社債券(相互会社の社債券を含み、新株予約権付社債券を除く。以下<4号>まで同じ)又は外国の者の発行する証券又は証書で社債券の性質を有するもの <1号の2> 投資法人債券等 投資法人債券(法2条1項11号)又は外国投資証券(同号)で投資法人債券に類する証券
234頁・6行目	社債券のみに	社債券等又は投資法人債券等のみに
234頁・9行目	社債券のみに	社債券等又は投資法人債券等のみに
234頁・12行目	<4号> 施行令27条の4第2号に掲げる有価証券 ^[2] のうち投信法に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券	削除
234頁・14行目	<5号>	<4号>
234頁・15行目	社債券	社債券等又は投資法人債券等
234頁・15行目	受益有価証券	受益有価証券
234頁・29行目	破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告	破産手続開始の申立て等
234頁・30行目	同条6号の手形若しくは小切手の不渡り(支払資金の不足事由とするものに限る)又は手形交換所による取引停止処分、の	同6号の不渡り等、上場投資法人等における法166条2項9号への解散、施行令29条の2の2第5号の破産手続開始又は再生手続開始の申立て、施行令29条の2の3第4号の債権者その他当該上場投資法人等以外の者による破産手続開始又は再生手続開始の申立て、同条5号の不渡り等、に係る
242頁・1行目	(三) 平成25年改正法の施行に伴い、取引府令59条1項1号から3号、10号から13号、63条1項1号から3号、10号から13号などのいわゆる「知る前契約」「知る前計画」につき、包括的な適用除外の規定を設ける改正が見込まれる※。	削除
246頁・9行目	株券の買付け	株券又は投資証券の買付け
248頁・12行目	株券に対する投資	株券又は投資証券に対する投資
248頁・14行目	株券の買付け	株券又は投資証券の買付け
248頁・29行目	上場会社等の関係会社	上場会社等(上場投資法人等[取引府令1条2項14号の2、法163条1項]を除く)の関係会社

249頁・16行目	上場会社等の関係会社	上場会社等(上場投資法人等を除く)の関係会社
249頁・28行目	上場会社等の取引先関係者	上場会社等(上場投資法人等を除く)の取引先関係者
250頁・6行目	—	追加 〔10〕 上場投資法人等(取引府令1条2項14号の2、法163条1項)の資産運用会社・特定関係法人の役員持投資口会・従業員持投資口会〔証券会社方式〕(取引府令59条1項8号の2) 上場投資法人等の資産運用会社又はその特定関係法人の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該上場投資法人等の投資証券の買付けを金融商品取引業者に委託等して行う場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が100万円に満たない場合に限る)
250頁・6行目	〔10〕	〔11〕
250頁・7行目	株券(優先出資証券を含む)の買付け	株券(優先出資証券を含む)又は投資証券の買付け
250頁・18行目	〔11〕	〔12〕
251頁・7行目	〔12〕	〔13〕
251頁・16行目	〔13〕	〔14〕
252頁・9行目	〔14〕 ライツオフアリング	〔15〕 ライツオフアリング(取引府令59条1項13号)
258頁・31行目	「買集め行為」である※☆。	「買集め行為」である。
258頁・34行目	株券の発行者	株券 ^[1] 又は投資証券等の発行者
259頁・6行目	「株券等」である。	「株券等」である ^[2] 。
259頁・6行目	「株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券 ^[1] 及び「投資証券等」(施行令1条の4第1号) ^[2]	「株券 ^[3] 、新株予約権証券 ^[4] 、新株予約権付社債券 ^[5] 」、「投資証券等 ^[6] (施行令1条の4第1号)」
259頁・8行目	『内閣府令で定める有価証券』は、取引府令57条2項1号、2号に掲げる有価証券である ^{[3][4]} 。	『内閣府令で定める有価証券』は、取引府令57条5項で定める次の〈1号〉〈2号〉に掲げる有価証券である。 〈1号〉株券等信託受益証券 有価証券信託受益証券で、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券(外国の者の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、注[3][4][5]の各[1号][2号]に掲げるものを除く)又は投資証券等(投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、注[6]の外国投資証券を除く)を受託有価証券とするもの 〈2号〉株券等預託証券 預託証券(法2条1項20号に掲げる有価証券)で、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券(外国の者の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、注[3][4][5]の各[1号][2号]に掲げるものを除く)又は投資証券等(投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、注[6]の外国投資証券を除く)に係る権利を表示するもの
259頁・9行目	である ^{[3][4]} 。	である。
259頁・19行目	〔5〕	〔8〕
259頁・20行目	〔6〕	〔9〕
259頁・24行目	〔7〕	〔10〕
259頁・25行目	〔8〕	〔11〕
260頁・16行目	〔2〕 取引府令57条1項〈1号〉から〈3号〉に掲げるものが除かれる(第2編第4章6〔2〕(三)注〔7〕参照)※。	削除

260頁・18行目	—	追加 [3] 外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。次の取引府令57条1項[1号][2号]に掲げるものを除く。 [1号] 株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式に係る株券 [2号] 外国の者の発行する証券又は証書で[1号]に掲げる有価証券の性質を有するもの(第2編第4章6[2]三注[7]参照)。 [4] 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券の性質を含む。次の取引府令57条2項[1号][2号]に掲げるものを除く。 [1号] 新株予約権証券のうち、注[3][1号]に掲げる株券のみを取得する権利を付与されているもの [2号] 外国の者の発行する証券又は証書で[1号]に掲げる有価証券の性質を有するもの [5] 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権付社債の性質を有するものを含む。次の取引府令57条3項[1号][2号]に掲げるものを除く。 [1号] 新株予約権付社債のうち注[3][1号]に掲げる株式のみを取得する権利を付与されているもの [2号] 外国の者の発行する証券又は証書で[1号]に掲げる有価証券の性質を有するもの [6] 外国投資証券で投資証券に類する証券のうち投資株主総会において決議することのできる事項の全部につき議決権を行使できない投資口に係るものを除く(取引府令57条4項)。
260頁・18行目	[3] 第2編第4章6[2]三(b)①参照。	削除
260頁・19行目	[4]	[2]
260頁・26行目	[5]	[7]
260頁・31行目	[6]	[8]
260頁・33行目	[7]	[9]
260頁・34行目	[8]	[10]
260頁・35行目	[9]	[11]
261頁・1行目	[10]	[12]
267頁・末行	発行者である会社	発行者
273頁・13行目	ことである※☆。	ことである。
274頁・19行目	発行者である会社の発行する	発行者の発行する
274頁・28行目	上場等株券等	上場等株券等 ^[4]
275頁・11行目	要請し、その要請に基づいて	要請し、当該発行者又は当該親会社が、その要請に基づいて
277頁・19行目	<1号>から<4号>に掲げられたものである※☆。	<1号>から<5号>に掲げられたものである。
277頁・24行目	外国投資証券のうち	外国投資証券(投信法220条)のうち
277頁・29行目	当該有価証券	これらの有価証券
278頁・4行目	これに係る権利	これらに係る権利
278頁・9行目	ものである※。	ものである。
279頁・29行目	[1号] 株券等	[1号] 株券等 ^[1]
279頁・末行	売方関連株券等 ^[1]	売方関連株券等 ^[2]
280頁・2行目	株券に係る	株券等に係る
281頁・7行目	株券に係る	株券等に係る
281頁・25行目	株券に係る	株券等に係る
282頁・10行目	株券に係る	株券等に係る
283頁・7行目	株券に係る	株券等に係る
283頁・21行目	—	追加 [1] 法167条1項に規定する株券等

283頁・21行目	[1]「売方関連株券等」	[2]「売方関連株券等」
284頁・24行目	株券に係る	株券等に係る
289頁・30行目	施行令33条の4の2☆で	施行令33条の4の2で
290頁・2行目	149条の8第1項(吸収合併に反対の投資主	149条の8第1項(吸収合併に反対の吸収合併存続法人の投資主
294頁・14行目	内閣府令で定める事項※	次の取引府令62条の2<1号><2号><3号>に掲げる区分に応じ、<1号><2号><3号>に掲げる事項 <1号> 上場等株券等の法27条の2第1項に規定する公開買付け ^[4] の実施に関する事実の内容の伝達を受けた場合……当該公開買付けに係る特定公開買付者等関係者 ^[5] から伝達を受けた事項であって、次のイ、ロ、ハに掲げるもの イ 当該公開買付けに係る公開買付者等 ^[6] の氏名又は名称及び住所又は所在地 ロ 当該公開買付けに係る買付け等 ^[7] の対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類 ハ 当該公開買付けに係る買付け等の期間、買付け等の価格 ^[8] 、買付予定株券等の数 ^[9] 及び法27条の13第4項各号に掲げる条件の内容 <2号> 施行令31条に規定する買集め行為の実施に関する事実の内容の伝達を受けた場合……当該買集め行為に係る特定公開買付者等関係者から伝達を受けた事項であって、次のイ、ロ、ハに掲げるもの イ 当該買集め行為に係る公開買付者等の氏名又は名称及び住所又は所在地 ロ 当該買集め行為の対象となる株券等 ^[10] の発行者の名称及び当該株券等の種類 ハ 当該買集め行為に係る買付けの期間、買付けの価格及び買付け予定の株券等の数 <3号> 上場株券等の法27条の22の2第1項に規定する公開買付けの実施に関する事実の内容の伝達を受けた場合……当該公開買付けに係る特定公開買付者等関係者から伝達を受けた事項であって、次のイ、ロ、ハに係るもの イ 当該公開買付けに係る公開買付者等の名称及び所在地 ロ 当該公開買付けに係る買付け等 ^[11] の対象となる上場株券等の発行者の名称及び当該上場株券等の種類 ハ 当該公開買付けに係る買付け等の期間、買付け等の価格 ^[12] 、買付け予定の上場株券等の数 ^[13] 及び法27条の22の2第2項において準用する法27条の13第4項2号に掲げる条件の内容
294頁・15行目	公開買付者等関係者 ^[4]	公開買付者等関係者 ^[14]
294頁・27行目	ことができる ^[5]	ことができる ^[15]
294頁・30行目	れた ^[6]	れた ^[16]
295頁・2行目	公開買付届出書に記載	公開買付届出書に記載 ^[17]
295頁・7行目	る ^[7]	る ^[18]
295頁・16行目	[3] 伝達者が聞いた事実を正確に記載する。	[3] 伝達者から聞いた内容を正確に記載する。聞いた内容において<1号><2号><3号>に掲げる事項の一部が未定であったり、伝達されなかったりした場合は、可能な限り記載すれば、本号により適用除外とされる。

295頁・17行目	—	追加 [4] 法27条の2第1項本文の適用を受ける場合に限る。 [5] 法167条5項8号。 [6] 法167条1項。 [7] 法27条の2第1項。 [8] 法27条の2第3項。 [9] 法27条の3第1項。 [10] 施行令31条。 [11] 法27条の22の2第1項。 [12] 法27条の22の2第2項において準用する法27条の2第3項。 [13] 法27条の22の2第2項において読み替えて準用する法27条の3第1項。
295頁・17行目	[4]	[14]
295頁・18行目	[5]	[15]
295頁・25行目	[6]	[16]
295頁・27行目	—	追加 [17] 公開買付届出書の記載については、公開買付府令「第二号様式」第5. 5及び記載上の注意(34)、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令「第二号様式」第5. 5及び記載上の注意(18)参照。
295頁・27行目	[7]	[18]
298頁・8行目	る※。	る。
298頁・10行目	発行者である会社との間で当該会社の	発行者との間で当該発行者の
298頁・26行目	発行者である会社の役員又は従業員 ^[8] が当該会社の他の	発行者の役員又は従業員 ^[8] が当該発行者の他の
298頁・28行目	当該会社の株券の買付け	当該発行者の株券又は投資証券の買付け
299頁・1行目	発行者である会社の役員又は従業員 ^[8] が	発行者の役員又は従業員 ^[8] が
299頁・2行目	当該会社の株券に対する投資として	当該発行者の株券又は投資証券に対する投資として
299頁・4行目	当該会社の株券の買付け	当該発行者の株券又は投資証券の買付け
299頁・7行目	当該会社の	当該発行者の
300頁・1行目	—	追加 〈8号の2〉公開買付け等に係る上場等株券等の発行者である投資法人の資産運用会社又はその特定関係法人の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該投資法人の投資証券の買付けを金融商品取引業者に委託等して行う場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各役員又は従業員の1回当たりの拠出金額が100万円に満たない場合に限る)
300頁・2行目	株券 ^[12] の買付け	株券 ^[12] 又は投資証券の買付け
300頁・14行目	発行者である会社の同意	発行者の同意
301頁・10行目	[8] 当該会社が	[8] 当該発行者が
301頁・12行目	当該会社等が他の	当該発行者が他の
301頁・15行目	発行者である会社が他の	発行者が他の
301頁・29行目	[9] 当該会社が	[9] 当該発行者が
313頁・10行目	法198条の2第13号	法197条の2第14号
331頁・17行目	施行令45条2号※☆により	施行令45条2号により

<p>347頁・17行目</p>	<p>イ 運用対象財産^[6]の運用として売買等を行った者^[6] 売買等をした日の属する月^[7]における運用対象財産のうち内閣府令※で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令※で定める額に3を乗じて得た額^[8]</p> <p>ロ イに掲げる者以外の者 売買等の手数料、報酬その他対価の額として内閣府令※で定める額</p>	<p>イ 運用対象財産^[6]の運用として売買等を行った者 ① 売買等をした日の属する月^[7]における運用対象財産のうち売買等をした違反者が業として行う^[8]、次の課徴金府令1条の21第1項[1号]から[4号]に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるもの^[9]の②運用の対価の額に相当する額として下記の【課徴金府令1条の21第2項】に定める額に、③3を乗じて得た額^[10] [1号] 法28条4項1号に掲げる行為(法2条8項12号イの登録投資法人との資産の運用に係る契約に係るものに限る)……当該契約の相手方である登録投資法人から違反者が委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、当該売買等[算定対象取引]に係る利益又は損失が帰属するもの [2号] 法28条4項1号に掲げる行為([1号]に掲げるものを除く)……投資一任契約(法2条1項12号ロ)の相手方から違反者が委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの [3号] 法28条4項2号に掲げる行為(投資信託・外国投資信託の受益証券[法2条1項10号]に表示される権利を有する者から抛受を受けた金銭その他の財産の運用行為[法2条8項14号])……違反者が抛受を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの [4号] 法28条4項3号に掲げる行為(金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、イ 信託法の受益証券発行信託の受益証券[法2条1項14号、17号]、ロ 信託の受益権[同条2項1号、2号]、ハ 集団投資スキーム持分[同項5号、6号]の権利を有する者から出資又は抛受を受けた金銭その他の財産の運用行為[法2条8項15号])……イ、ロ、ハの権利を有する者から違反者が抛受を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの 【課徴金府令1条の21第2項】 算定対象取引が行われた日の属する月^[7]について違反者に上記[1号]から[4号]に定める財産の運用の対価として支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産^[11][運用報酬]の価額^[12]の総額とし、当該総額が算出できない場合は、当該算定対象取引をした価格にその数量を乗じて得た額を10で除して得た額とする^[13]。</p> <p>ロ イに掲げる者以外の者 算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産の価額^[14]の総額(課徴金府令1条の21第3項)</p>
<p>347頁・25行目</p>	<p>である^{[9][10]}。</p>	<p>である^{[15][16]}。</p>
<p>347頁・27行目</p>	<p>違反して^[11]、</p>	<p>違反して^[17]、</p>

348頁・15行目	<p>イ 運用対象財産の運用として買付け等又は売付け等を行った者</p> <p>買付け等又は売付け等をした日の属する月^[7]における運用対象財産のうち内閣府令※で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令※で定める額に3を乗じて得た額^[12]</p> <p>ロ イに掲げる者以外の者</p> <p>買付け等又は売付け等に係る手数料、報酬その他対価の額として内閣府令で定める額※</p>	<p>イ 運用対象財産^[6]の運用として買付け等又は売付け等を行った者</p> <p>①買付け等又は売付け等をした日の属する月^[7]における運用対象財産のうち特定株券等又は関連株券等に係る買付け等又は株券等に係る売付け等をした違反者が業として行う^[8]、次の課徴金府令1条の21第4項〔1号〕から〔4号〕に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるもの^[9]の②運用の対価の額に相当する額として下記の【課徴金府令1条の21第5項】に定める額に、③3を乗じて得た額^[18]</p> <p>〔1号〕 法28条4項1号に掲げる行為(法2条8項12号イの登録投資法人との資産の運用に係る契約に係るものに限る)……当該契約の相手方である登録投資法人から違反者が委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、当該特定株券等又は関連株券等に係る買付け等又は株券等に係る売付け等〔算定対象取引〕に係る利益又は損失が帰属するもの</p> <p>〔2号〕 法28条4項1号に掲げる行為(〔1号〕に掲げるものを除く)……投資一任契約(法2条1項12号ロ)の相手方から違反者が委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの</p> <p>〔3号〕 法28条4項2号に掲げる行為(投資信託・外国投資信託の受益証券〔法2条1項10号〕に表示される権利を有する者から拋出を受けた金銭その他の財産の運用行為〔法2条8項14号〕)……違反者が拋出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの</p> <p>〔4号〕 法28条4項3号に掲げる行為(金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、イ 信託法の受益証券発行信託の受益証券〔法2条1項14号、17号〕、ロ 信託の受益権〔同条2項1号、2号〕、ハ 集団投資スキーム持分〔同項5号、6号〕の権利を有する者から出資又は拋出を受けた金銭その他の財産の運用行為〔法2条8項15号〕)……イ、ロ、ハの権利を有する者から違反者が拋出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの</p> <p>【課徴金府令1条の21第5項】</p> <p>算定対象取引が行われた日の属する月^[7]について違反者に上記〔1号〕から〔4号〕に定める財産の運用の対価として支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産^[11]〔運用報酬〕の価額^[12]の総額とし、当該総額が算出できない場合は、当該算定対象取引をした価格にその数量を乗じて得た額を10で除して得た額とする^[13]。</p> <p>ロ イに掲げる者以外の者</p> <p>算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産の価額^[14]の総額(課徴金府令1条の21第6項)</p>
349頁・11行目	[6] 例えば、投資一任契約に基づく運用、投資信託の運用、ファンドの自己運用など。金融商品取引業の登録(法29条)の有無を問わない。	[6] 法28条4項各号に掲げる行為のいずれかを業として行う者が法42条1項に規定する権利者のため運用を行う金銭その他の財産をいう(法173条1項4号イ)。
349頁・15行目	—	<p>追加</p> <p>[8] 金融商品取引業の登録(法29条)の有無を問わない。</p> <p>[9] 不当に課徴金の額を引き下げる目的で当該各号に定めるものから分割された財産その他の当該各号に定めるものと実質的に同一であると認められる財産を含む。たとえば、課徴金の額を不当に引き下げるため、一体のファンドを形式上分割して運用報酬を少額にする場合である。</p>
349頁・15行目	[8]	[10]

349頁・32行目	—	追加 [11] 当該運用が投資信託の受益証券(法2条1項10号)に表示される権利を有する者から拋出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあっては、その受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として金融商品取引業者等に対して支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。 [12] 運用報酬算定期間(運用の算定の基礎となる期間)が1カ月を超える場合にあっては、その運用報酬を運用報酬算定期間の月数で除する方法、運用報酬算定期間に係る運用実績に基づいて運用報酬が算定されるときにはその算定取引が行われた日の属する月の運用実績に基づいて算出する方法その他合理的な方法により算出した額。 [13] その根拠については、「ファンドのサンプル調査から得られた資産運用業者が受領する手数料の平均値等のデータに照らし、当該金額が、資産運用業者が受領する運用報酬の価額の近似値であると考えられる」と説明されている。 [14] 価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあっては、当該価額に基づき、当該算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額とする(課徴金府令1条の21第3項、6項)。
349頁・32行目	[9]	[15]
349頁・35行目	[10]	[16]
349頁・39行目	[11]	[17]
349頁・42行目	[12]	[18]
350頁・3行目	(法175条3項)☆。	(法175条3項)。
350頁・20行目	<2号>から<6号>	<3号>から<6号>
351頁・7行目	(175条4項)☆。	(175条4項)。
351頁・24行目	<2号>から<6号>	<3号>から<6号>
359頁・21行目	198条の2第13号	197条の2第13号
368頁・21行目	対価の額に相当する額として内閣府令※で定める額に3を乗じて得た額	対価として支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産〔仲介関連業務報酬〕の価額 ^[4] の総額(課徴金府令1条の25第1項)に3を乗じて得た額
368頁・26行目	対価の額に相当する額として内閣府令※で定める額に3を乗じて得た額	対価として支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産〔仲介関連業務報酬〕の価額 ^[4] の総額(課徴金府令1条の25第1項)に3を乗じて得た額
368頁・29行目	内閣府令※で定める額に2分の1を乗じて得た額	次の課徴金府令1条の25第2項〔1号〕に掲げる額から〔2号〕に掲げる額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額 〔1号〕 特定有価証券等の発行者から違反者に対し、募集等業務及び募集等業務にあわせて行われる法2条8項6号に掲げる行為に係る業務の対価として支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額 〔2号〕 違反者がある募集等業務に関して他の者に法2条8項6号に掲げる行為に係る業務をさせた場合において、違反者から他の者にその業務の対価として支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額
369頁・4行目	政令※で定める行為	政令で定める ^[5] 行為
369頁・5行目	内閣府令※で定めるものを含む)	課徴金府令1条の24で定める法35条1項8号に掲げる「有価証券に関連する情報の提供又は助言(法2条8項11号に掲げる行為に該当するものを除く。)」を行う行為を含む)
370頁・19行目	考えられる。」とする ^[4] 。	考えられる。」とする ^[6] 。
371頁・13行目	(五) 法175条の2第3項<1号>の	(五)(a) (四)<1号>の、つまり法175条の2第3項<1号>の
371頁・14行目	<11号>※☆で定める	<11号>で定める

372頁・1行目	<2号>から<6号>	<3号>から<6号>
372頁・17行目	法175条の2第3項<1号>の	(b) 四<1号>の、つまり法175条の2第3項<1号>の
372頁・20行目	その価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令※で定めるものをいい、公表がされた日にあつては、内閣府令※で定める額とする。	<p>法67条の19又は130条に規定する最低の価格がない場合は、次の課徴金府令1条の26第1項<1号><2号>に掲げる区分に応じ、当該各号に定める価格とする。</p> <p><1号>「特定有価証券の売付け等」(法175条の2第5項)が上場有価証券等(課徴金府令1条の6第1号)の売付けその他の有償の譲渡、合併若しくは分割による承継又は市場デリバティブ取引である場合……金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も低い価格</p> <p><2号>「特定有価証券の売付け等」が非上場有価証券(課徴金府令1条の6第2号)の売付けその他の有償の譲渡、合併若しくは分割による承継、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合……特定有価証券等であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格に基づき合理的な方法により算出した価格</p> <p>なお、「最低の価格」は当該重要事実の公表がされた日にあつては、公表がされた日における最低の価格(当該公表がされた後のものに限る)とされる(課徴金府令1条の26第2項本文)。ただし、当該最低の価格がない場合は、特定有価証券等であつて上場有価証券等に該当するものについて当該公表がされた日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格(当該公表がされた後のものに限る)に基づき合理的な方法により算出した価格とする(同項但書)。</p>
372頁・23行目	六 法175条の2第3項<2号>の	六(a) 四<2号>の、つまり法175条の2第3項<2号>の
372頁・24行目	<11号>※☆で定める	<11号>で定める
373頁・11行目	<2号>から<6号>	<3号>から<6号>
373頁・28行目	法175条の2第3項<2号>の	(b) 四<2号>の、つまり法175条の2第3項<2号>の
373頁・末行	その価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令※で定めるものをいい、公表がされた日にあつては、内閣府令※で定める額とする。	<p>法67条の19又は130条に規定する最高の価格がない場合は、次の課徴金府令1条の26第3項<1号><2号>に掲げる区分に応じ、当該各号に定める価格とする。</p> <p><1号>「特定有価証券の買付け等」(法175条の2第7項)が上場有価証券等の買付けその他の有償の譲受け、合併若しくは分割による承継又は市場デリバティブ取引である場合……金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も高い価格</p> <p><2号>「特定有価証券の買付け等」が非上場有価証券の買付けその他の有償の譲受け、合併若しくは分割による承継、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合……特定有価証券等であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格に基づき合理的な方法により算出した価格</p> <p>なお、「最高の価格」は当該重要事実の公表がされた日にあつては、公表がされた日における最高の価格(当該公表がされた後のものに限る)とされる(課徴金府令1条の26第4項本文)。ただし、当該最高の価格がない場合は、特定有価証券等であつて上場有価証券等に該当するものについて当該公表がされた日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格(当該公表がされた後のものに限る)に基づき合理的な方法により算出した価格とする(同項但書)。</p>
374頁・18行目	違反者 ^[5] は、	違反者 ^[7] は、
374頁・21行目	売付け等をした場合 ^[6] 、	売付け等をした場合 ^[8] 、
374頁・26行目	対価の額に相当する額として内閣府令※で定める額に3を乗じて得た額	対価として支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産[仲介関連業務報酬]の価額 ^[4] の総額(課徴金府令1条の25第3項)に3を乗じて得た額

374頁・末行	対価の額に相当する額として内閣府令※で定める額に3を乗じて得た額	対価として支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産〔仲介関連業務報酬〕の価額 ^[4] の総額（課徴金府令1条の25第3項）に3を乗じて得た額
375頁・3行目	内閣府令※で定める額に2分の1を乗じて得た額	次の課徴金府令1条の25第4項〔1号〕に掲げる額から〔2号〕に掲げる額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額 〔1号〕 株券等の発行者から違反者に対し、募集等業務及び募集等業務にあわせて行われる法2条8項6号に掲げる行為に係る業務の対価として支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額 〔2号〕 違反者がその募集等業務に関して他の者に法2条8項6号に掲げる行為に係る業務をさせた場合において、違反者から他の者にその業務の対価として支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額
375頁・20行目	(四) 法175条の2第4項〈1号〉の	(四)(a) (三)〈1号〉の、つまり法175条の2第4項〈1号〉の
375頁・21行目	〈11号〉※☆で定める	〈11号〉で定める
376頁・7行目	〈2号〉から〈6号〉	〈3号〉から〈6号〉
376頁・23行目	法175条の2第4項〈1号〉の	(b) (三)〈1号〉の、つまり法175条の2第4項〈1号〉の
376頁・26行目	その価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令※で定めるものをいい、公表がされた日にあつては、内閣府令※で定める額とする。	法67条の19又は130条に規定する最低の価格がない場合は、次の課徴金府令1条の26第1項〈3号〉〈4号〉に掲げる区分に応じ、当該各号に定める価格とする。 〈3号〉「株券等の売付け等」(法175条の2第9項)が上場有価証券等の売付けその他の有償の譲渡、合併若しくは分割による承継又は市場デリバティブ取引である場合……金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も低い価格 〈4号〉「株券等の売付け等」が非上場有価証券の売付けその他の有償の譲渡、合併若しくは分割による承継、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合……株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格に基づき合理的な方法により算出した価格 なお、「最低の価格」は当該公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日にあつては、公表がされた日における最低の価格(当該公表がされた後のものに限る)とされる(課徴金府令1条の26第2項本文)。ただし、当該最低の価格がない場合は、株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて当該公表がされた日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格(当該公表がされた後のものに限る)に基づき合理的な方法により算出した価格とする(同項但書)。
376頁・29行目	(五) 法175条の2第4項〈2号〉の	(五)(a) (三)〈2号〉の、つまり法175条の2第4項〈2号〉の
376頁・30行目	〈11号〉※☆で定める	〈11号〉で定める
377頁・17行目	〈2号〉から〈6号〉	〈3号〉から〈6号〉
378頁・3行目	法175条の2第4項〈2号〉の	(b) (三)〈2号〉の、つまり法175条の2第4項〈2号〉の

378頁・7行目	その価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令※で定めるものをいい、公表がされた日にあつては、内閣府令※で定める額とする。	<p>法67条の19又は130条に規定する最高の価格がない場合は、次の課徴金府令1条の26第3項<3号><4号>に掲げる区分に応じ、当該各号に定める価格とする。</p> <p><3号>「株券等の買付け等」(法175条の2第11項)が上場有価証券等の買付けその他の有償の譲受け、合併若しくは分割による承継又は市場デリバティブ取引である場合……金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も高い価格</p> <p><4号>「株券等の買付け等」が非上場有価証券の買付けその他の有償の譲受け、合併若しくは分割による承継、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合……株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格に基づき合理的な方法により算出した価格</p> <p>なお、「最高の価格」は当該公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日にあつては、公表がされた日における最高の価格(当該公表がされた後のものに限る)とされる(課徴金府令1条の26第4項本文)。ただし、当該最高の価格がない場合は、株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて当該公表がされた日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格(当該公表がされた後のものに限る)に基づき合理的な方法により算出した価格とする(同項但書)。</p>
380頁・7行目	最後の月。	最後の月。月数は暦に従つて計算し、1カ月に満たない端数を生じたときは、これを1カ月とする(課徴金府令1条の25第5項)。
380頁・8行目	—	<p>追加</p> <p>[4] 仲介関連業務報酬の算定の基礎となる期間(算定期間)が1カ月を超える場合にあつては、その仲介関連業務報酬を算定期間の月数で除する方法その他の合理的な方法により算出した額。</p> <p>[5] 政令の定めは、平成26年5月末日現在ない。</p>
380頁・8行目	[4]	[6]
380頁・12行目	[5]	[7]
380頁・15行目	[6]	[8]
381頁・20行目	(-)〈1号〉	(-)〈1号〉(法177条1項1号)
382頁・4行目	(1条の24から62条)	(1条の27から63条)
382頁・5行目	課徴金府令1条の24)。	課徴金府令1条の27)。
413頁・15行目	(課徴金府令61条1項※)。	(課徴金府令61条1項)。
415頁・28行目	金融庁長官 ^[1]	証券取引等監視委員会 ^[1]
417頁・7行目	法194条の7第1項により金融庁長官に委任されている。	法194条の7第2項1号により証券取引等監視委員会に委任されている。
426頁・3行目	内閣府令で定める※ところにより ^[1]	氏名公表府令1条で定めるインターネットの利用その他適切な方法により
426頁・6行目	(法192条の2) ^[2] 。	(法192条の2) ^[1] 。
426頁・7行目	—	<p>追加</p> <p>金融庁長官(施行令38条の2第3項)は、法178条1項16号に掲げる法175条1項(同条9項において準用する場合を含む)又は2項、175条の2第1項(同条13項において準用する場合を含む)又は2項(同条14項において準用する場合を含む)に該当する事実があると認める場合において、法192条の2の規定に基づき当該事実に係る法令違反行為を行った者の氏名を一般に公表するときは、あらかじめその違反行為を行った者に対して意見を述べる機会を与えなければならない(氏名公表府令2条)。</p>

426頁・15行目	[1] 違反者の弁明の機会を保障するため、聴聞手続が規定される見込みである。	削除
426頁・16行目	[2]	[1]
434頁・3行目	施行される。なお	施行される。平成26年政令第15号により、平成26年4月1日が施行期日とされた。なお